

10 小児医療体制(小児救急医療を含む)

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
相談支援体制等 ○ AEDの使用方法を含む救急蘇生法等講習会を実施します。 ○ 医療機関の受診が適切に行われるよう、地域住民に対し、適正な受診方法等についての啓発や小児救急電話相談事業及び救急医療情報システムの活用を促進します。	・ 新型コロナの影響により、救急蘇生法等講習会が中止となり、リーフレット等の啓発資材の配布により地域住民へ普及啓発を行いました。 ・ 地域住民に対し、啓発資材を配布するなどにより、医療機関の受診が適切に行われるよう啓発したほか、小児救急電話相談事業について、ホームページに掲載するなどして、活用を促進しました。
一般の小児医療及び初期小児救急医療体制 ○ 小児医療については、できるだけ患者の身近なところで提供されることが望ましいことから、一般の小児医療及び初期小児救急医療を担う病院や診療所の維持・確保に努めます。 また、地域の小児救急医療体制を確保・推進し、小児二次救急医療機関に勤務する小児科医師の負担軽減を図るため、道内の内科医等を対象とした「北海道小児救急医療地域研修会」等の案内を行い積極的な研修への参加を促進します。	・ 一次医療を担う病院・診療所は維持されています。 ・ 保健所は、管内の医療機関、各市町村、消防に対し「北海道小児救急医療地域研修会」の案内を行い、積極的な研修への参加を促進しました。
小児専門医療及び入院小児救急医療体制 ○ 北海道小児地域医療センターである市立稚内病院を中心とした、専門医療及び入院を要する小児患者に対応する小児救急医療の提供体制や搬送体制の確保に努めます。 ○ 小児専門医療を担う市立稚内病院における小児科医師の勤務環境の改善を図るため、市立稚内病院を支援し、地域の開業医や総合診療医、関係機関との幅広い連携体制の構築に努めます。	・ 重点化病院に選定されている市立稚内病院と連携しながら、小児医療の確保に努めています。 ○ 補助金による支援 小児救急医療支援事業補助金 市立稚内病院

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
療養・療育支援体制の確保 発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、在宅医療や療育、短期入所等の福祉サービスなどの支援を身近な地域で受けられるよう、地域生活を支援する体制の充実に努めます。	- 管内の療育支援センター（市町村発達支援センター）を中心に、保健・医療・福祉の連携体制の充実に努めています。 - 管内の市町村は、虐待予防ケアマネジメントシステムにより把握された対象事例に対し関係者間で子育て検討会等を開催し、療育が必要な児と判断された場合は、保護者へ支援を開始し療育へつなげています。また、専門相談等になかなかつながらない気になる児は、定期的に保健部門と保育部門等が情報共有や意見交換を行い、支援の方向を確認しながら支援しています。 - 管内市町村では、必要な療育や適切な支援が必要な子供達のために、巡回療育相談や道立施設等専門支援事業を活用しています。
小児在宅医療の提供体制の確保 小児在宅医療の担い手を育成するため、医師・看護師等の医療従事者に対する普及啓発や研修会の開催等に取り組むとともに、在宅療養中の小児の状態が急変した際などに適切に対応できるよう、小児在宅医療を担う医療機関と後方支援を担う医療機関との連携体制の構築や北海道立子ども総合医療・療育センター等における小児高度専門医療を提供する医療機関との連携体制の確保に努めます。 また、地域の実情に応じた在宅生活の支援体制の構築に向けて、保健・医療・福祉・教育等の関係者間の連携促進に取り組みます。	各種会議において、「小児等在宅医療連携拠点事業」の周知や情報共有を図りましたが、地域の実情に応じて、小児在宅医療体制の確保に向けた検討が必要です。
災害を見据えた小児医療体制 災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や地域の医療機関等の連携体制の確保を進めるなど災害時における小児医療体制の構築に努めます。	日頃から各医療機関と密に情報共有を図ることにより、災害時における小児医療体制の構築に努めています。

順調に進捗して
おり引き続き推進

数値目標等						
	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(H35)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
体制整備	小児医療を行う医師数(人口1万人対)(人)	0.76(H28)	0.82(R2)	現状より増加	現状より増加	令和2年 医師・歯科医師・薬剤師統計[厚生労働省]・令和2年住民基本台帳
	小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数(か所)	0	0	地域の実情を踏まえながら、小児医療の充実に努めます。		平成25年 介護サービス施設・事業所調査[厚生労働省]
	小児の訪問診療を実施している医療機関数(か所)	0	あり			平成30年 NDB[厚生労働省]
体制確保に係る圏域	小児二次救急医療体制が確保されている医療機関数	1	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調べ(令和3年4月現在)
	北海道小児地域医療センター、北海道小児地域支援病院による提供体制が確保されている医療機関数	1	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調べ(令和2年4月現在)

11 在宅医療の提供体制

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
地域における連携体制の構築 住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられるよう、市町村単位での在宅医療の連携構築を目指し、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村が、多職種による連携体制づくりのコーディネート役である保健所や関係機関等と連携し、地域の医療介護資源等の把握や課題の整理を行い、課題解決に向け取組を進め、早期の退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまで継続した医療提供体制の構築を図ります。 そのため、将来にわたって医療と福祉、介護に関わる質の高い人材の安定的な確保に努めます。	・ 宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議の在宅医療専門部会（多職種連携協議会）等は新型コロナウイルス感染症対策を鑑み開催することができませんでしたが、各種会議等の参加を通じて、地域の医療介護連携の現状や課題把握を行いました。宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議医療専門部会の場で、地域課題の把握、解決に向けた取組の検討、医療や介護の連携体制構築に向けた取組の推進を図ることが必要です。 ○ 会議等 - 宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議歯科医療専門部会（3月15日） - 管内市町村保健師係長等会議（10月25日、2月28日） - 南宗谷リーダー保健師等連絡会（6月24日、10月11日） - 利礼三町保健師係長等会議（10月26日） - 稚内市在宅医療・介護連携推進検討会（7月21日、11月17日、1月19日） ○ 広報・周知 - 宗谷地域医療従事者確保対策事業（取材記事 1件） ・ 市町村（一次医療圏）単位では、北海道介護予防・地域包括ケア市町村支援事業等を活用し、市町村が実施主体となる在宅医療・介護連携推進事業等により、在宅医療を推進する取組を行いました。 ○ 北海道介護予防・地域包括ケア市町村支援事業（支援実施：猿払村、枝幸町） ・ 社会資源の不足等、在宅医療の推進上の課題は多岐にわたるため、道（振興局、保健所）や市町村、関係団体と連携を図りながら、在宅医療を希望する患者や家族が安心して暮らすことができる体制整備が必要です。

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
○ 患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所、在宅療養後方支援病院、地域包括ケア病棟を整備している医療機関等相互の連携体制の構築に努めます。	・ 宗谷地域看護管理者の会にて情報交換をとおして関係機関相互の連携体制の推進を図りました。今後も、定期的に情報交換を行い、更なる連携体制の構築に努めます。 ○ 宗谷地域看護管理者の会(6月4日)
○ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、市町村職員などを対象に、多職種協働による在宅チーム医療等についての研修を行うなど、在宅医療を担う人材の育成と多職種間の連携体制の構築に努めます。	・ 在宅での医療を支える関係職種を対象として研修を開催しました。多職種が協働により、在宅医療の推進が図られるよう、連携体制の構築にむけた人材育成を継続して取組む必要があります。 ○ 在宅看護講座(新型コロナウイルス感染症状況により中止)
○ 医療と介護の連携を図るため、医師等医療従事者と介護支援専門員等による事例検討や、情報交換を円滑に行うためのツールの活用などの取り組みを促進します。 ○ 在宅医療の推進に向けては、宗谷医師会、稚内歯科医師会、北海道薬剤師会稚内支部及び北海道看護協会稚内支部等との連携を強化し推進します。 ○ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、心身の状況等に応じた適切な住まいの確保と、安心して日常生活を営むために必要な生活支援サービスなどの介護サービスや在宅医療の提供を一体的にとらえ、住宅施策と福祉施策の連携に努めます。	・ 宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議の在宅医療専門部会(多職種連携協議会)は新型コロナウイルス感染症対策を鑑み開催することができませんでした。管内において、情報共有ツールを活用した取組などが行われていますが、会議等において管内で先駆的に取組まれている情報共有ツール、退院前カンファレンスの体制整備や情報共有方法など共有し、より一層の連携推進が必要であることから、取組の継続が必要です。 市町村(一次医療圏)単位では、稚内市在宅医療介護連携推進検討会などの多職種連携の機会において、医師をはじめ、歯科医師、薬剤師等の多職種が集い、地域の実情に応じた連携のあり方について、協議等の取組を行いました。また、猿払村では医療と介護の連携に関する研修において、生活支援サービスの一体的な提供や連携のあり方について協議・推進するための取組を行いました。
○ 広域分散型の本道で医療と介護の連携体制を構築するため、ICTを活用した地域医療情報連携ネットワーク、見守り支援、遠隔医療等の取組を促進します。	・ 宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会(多職種連携協議会)が開催できず、患者情報共有のネットワーク化、見守り支援についての取組について情報提供や情報共有をすることはできませんでした。が、広域分散型の管内においては、地域住民が安心して暮らすことができるよう在宅ケアの体制整備を図る上で、引き続き取組が必要です。

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
在宅医療を担う医療機関の整備等 ○ 在宅医療を求める患者や家族のニーズに対応できるよう、在宅医療の中心となる機能強化型の在宅療養支援診療所・病院、訪問診療を実施する病院・診療所、歯科診療所(在宅療養支援歯科診療所等)、薬局や24時間体制訪問看護ステーション等の整備及び訪問リハビリテーションの充実を促進します。 ○ 24時間体制の在宅医療を提供できるよう、機能強化型の在宅療養支援診療所以外の診療所も含めたネットワークの構築に努めます。 ○ 救急医療を担う医療機関や介護サービス機関等を含めた、地域における在宅医療に関する連携体制を構築するなど、住み慣れた地域で在宅医療を希望する患者や家族が安心して暮らすことができる体制の整備を推進します。	・ 各種会議等で限られた社会資源で在宅医療を提供するための協議を行い、多職種の連携の促進を図りましたが、機能強化型の在宅療養支援診療所・病院や在宅療養支援歯科診療所の整備には至っていません。 訪問看護ステーションの整備については、1か所設置されており、今後も宗谷での訪問看護の実践について、情報交換を図りながら、体制整備の充実に努めます。 ・ 管内7か所に訪問看護ステーションが設置されています。 地域住民が安心して暮らすことができるよう在宅ケアの体制整備を図る上では引き続き取組が必要です。 ・ 在宅医療・介護連携推進事業により、多職種が定期的に集まり、ケースカンファレンス等が実施されるようになってきていますが、円滑な入退院調整等を図っていく上では、引き続き、連携を促進する体制の構築が必要です。
緩和ケア体制の整備 ○ 当地域で、在宅緩和ケアが推進されるための緩和ケア病床を有する医療機関の届け出等はありませんが、緩和ケアを提供している医療機関と在宅療養支援診療所等の関係者との連携を促進します。 ○ 緩和ケアに関わる医師、看護師等の従事者に対する研修を実施するとともに、在宅療養患者に対する相談支援体制等の整備に努めます。 ○ 在宅緩和ケアにおける医療用麻薬の適正使用を推進するため、薬局に勤務する薬剤師を対象とする各種研修会を通じて、薬局における医療用麻薬の適切な服薬管理が行われるよう支援します。 ○ 薬局から医療用麻薬を迅速かつ適切に在宅療養中の患者に提供されるよう、地域単位での麻薬在庫情報の共有を進め、薬局間での融通など、円滑な供給を図ります。	・ 地域においては、管内医療機関と緩和ケアを提供している医療機関及び在宅療養支援診療所との連携が図られているところですが、在宅療養のより一層の推進に向け、連携促進を目指した取組が必要です。 ・ 当地域では、在宅緩和ケアが推進されるための緩和ケア病床を有する医療機関の届出等はありませんが、引き続き、連携を促進する体制の構築が必要です。 ・ 在宅看護講座にて、住民のQOL向上の視点から、在宅療養患者支援に関わる多職種を対象とした研修を開催しました。緩和ケアに関する研修など取組の検討が必要です。 今後も引き続き、専門職種の研鑽の機会と相談支援体制等の整備・充実が必要です。 ・ 保健所では、医療用麻薬の適正使用の推進に関する研修会は開催できませんでしたが、薬局に対する薬事監視等を通じて医療用麻薬の適正使用について、助言等を行いました。 ・ 圏域内の薬局間での融通などは行っていないませんが、地域の実情を踏まえ、麻薬在庫状況の共有など円滑な供給を図ります。

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
在宅栄養指導、口腔ケア体制の充実 ○ 在宅における栄養管理や歯・口腔機能の維持、専門的な口腔ケアの充実に努めます。	・ 宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議の歯科医療専門部会を開催し、地域包括ケアに向けた管内の歯科保健・医療体制について、協議を行いました。 ・ また、歯科医療・介護における連携促進と体制づくりにむけて、稚内市をモデルとした取組について協議検討を行いました。連携の促進に向けた協議を継続しながら、体制の充実に努めます。 ・ 今後も引き続き、在宅における栄養管理や歯・口腔機能の維持、専門的な口腔ケアの充実が必要です。
訪問看護の質の向上 ○ 在宅療養者中の患者が住み慣れた地域で生活することができるよう、他の専門職種と連絡・調整し、生活の質を確保しながら支援を行うため、研修の実施等を通じ訪問看護を行う看護職員の確保と質の向上を図ります。	・ 訪問看護ステーション管理者意見交換会等により、訪問看護ステーション間の情報交換の機会を設定するとともに、訪問看護も含めた看護師の確保対策について、現状及び課題について協議してきました。 ・ 市町村や関係団体が主催する多職種向け研修会により、訪問看護を含む在宅ケアの質の向上が図られました。 ・ 今後、訪問看護に期待される役割が大きくなることから、関係機関の専門職種との連携により、在宅生活の質を確保しながら看護が提供できるように、引き続き、看護職員の確保や資質向上について取り組む必要があります。

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
訪問薬剤管理指導の推進 ○ 在宅療養中の患者が適正に服薬できるよう、服薬状況を記録する「お薬手帳」の普及を図ります。 ○ 当地域には、「健康サポート薬局」がないことから、在宅における薬剤管理指導の推進やかかりつけ薬局・薬剤師の機能を充実させ、健康サポート薬局の整備に努めます。 ○ 薬局薬剤師に対する各種研修会を通じ、薬局間や関係機関との連携・協力による在宅患者への薬剤管理指導を促し、在宅医療の取組の充実に努めます。	・ 「お薬手帳」については、地元薬剤師会の協力により、薬局窓口で住民へ声かけをするなど、普及に努めました。 ・ 国や道などによる主催の医療用麻薬の適正使用の推進に関する研修会について周知を行い、在宅時の麻薬の適切な使用を推進します。 ・ 圏域内の薬局間での融通などは行っていないが、地域の実情を踏まえ、麻薬在庫状況の共有など円滑な供給を図ります。
地域住民に対する在宅医療の理解の促進 ○ 往診や訪問診療など在宅医療に重要な役割を果たすかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことの必要性、訪問看護、訪問リハビリテーションや栄養指導の役割などについて、地域住民に対する普及啓発に努めるとともに、在宅医療に関する情報提供を行います。 ○ 患者の意思に沿った医療が提供できるよう、日頃から、急変時や人生の最終段階における医療についてどう考えるか、かかりつけ医等医療従事者や家族と話し合うことなどについて、住民への普及啓発に努めるとともに、在宅療養中の患者の急変に備え、かかりつけ医等医療従事者や介護関係者間で患者の意思等が共有できる体制構築に努めます。	・ 保健所では、北海道介護予防・地域包括ケア市町村支援事業や稚内市在宅医療・介護連携推進検討会等への参加をととして在宅医療に関する管内情報の把握と在宅医療に係る普及啓発を行いました。 ・ 市町村では、在宅医療・介護連携推進事業等により、地域住民への在宅医療の普及啓発を行いました。 ・ 医療機関等でも、地域住民に対して医療の知識を普及する取組を行いました。 ・ 訪問看護ステーション管理者等連絡会議を開催し、各関係機関と地域住民への在宅医療の理解の促進の必要性を共有するとともに普及啓発に係る協議を行いました。例年、宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会(多職種連携協議会)については、コロナウイルスの感染状況を鑑み実施することができませんでした。 今後も在宅医療の推進を図るため、引き続き医療提供体制の充実に努めるとともに、地域住民への在宅医療に係る普及啓発や在宅療養中の患者の意思等が共有できる体制の充実に努めます。
災害時を見据えた在宅医療の提供体制の構築 ○ 災害時に自ら避難することが困難な在宅療養中の患者が適切に避難支援を受けられるよう、住民に対し、避難行動要支援者への支援制度やお薬手帳等の意義について普及啓発するとともに、市町村、医療機関等の関係機関・関係団体との連携を図ります。	訪問看護ステーション管理者等連絡会議等の開催をととして医療機関等の関係機関・団体との連携促進を図るとともに、災害発生時における支援について協議を行いました。 今後も各種会議等により平常時からの災害対策を推進するとともに、発災時における支援提供体制と関係機関間の連携体制の充実に努めます。

	数値目標等						
	指標区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R5)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
一部指標に遅れが見られるものの引き続き取組を推進	体制整備	訪問診療を実施している医療機関数(人口10万対)(医療機関数)	14.9	10.8	19.9	現状より増加 (医療需要の伸び率から推計)	平成29年度 医療施設調査[厚生労働省]
		機能強化型の在宅療養支援診療所又は病院	未設置	未設置	機能強化型の在宅療養支援診療所・病院の設置はありませんので、在宅医療体制の充実に向けた取組を推進していきます。		北海道厚生局調べ(平成29年3月31日現在)
	機能ごとの体制等	退院支援を実施している医療機関	あり	あり	診療報酬を算定できる取組を行っている医療機関は若干あるほか、診療報酬を算定せずに退院支援を実施している現状があることから、地域の実情に応じた退院支援を一層推進していきます。		平成30年度 NDB[厚生労働省]
		在宅療養後方支援病院	未設置	未設置	在宅療養後方支援病院の届出を行っている医療機関はありません。 しかし、在宅療養患者の急変時の受け入れを行っている医療機関の実態があることから、地域の実情に応じたバックベットの確保に努めます。		北海道厚生局調べ(令和2年6月1日現在)
		在宅看取りを実施する医療機関	2	2	平成29年9月の1か月間で、2か所の医療機関で在宅看取りを実施しています。 在宅看取りについては、訪問診療の需要を踏まえ、一層の推進に努めます。		平成29年度 医療施設調査[厚生労働省]
	多職種の取組確保等	24時間体制の訪問看護ステーション	4	4	24時間体制の訪問看護ステーションは4か所ありますが、訪問看護サービスを受けることができない地域が2市町村あるため、訪問看護の充実に努めます。		平成29年度 介護サービス施設・事業所調査[厚生労働省]
		歯科訪問診療を実施している歯科診療所	4	4	平成29年度に歯科訪問診療を実施している歯科診療所数は4か所となっています。 高齢者の増加に伴う在宅歯科医療のニーズに対応できるよう推進を図ります。		平成29年度 医療施設調査[厚生労働省]
		在宅患者訪問薬剤管理指導を実施する薬局数(か所)	6	6	平成28年度に実施している薬局は6か所となっています。 健康サポート薬局などの整備を通じて、在宅での適正な服薬の推進を図ります。		平成27年度 NDB、介護DB[厚生労働省]

	指標 区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R5)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)	
	実施件数 等	訪問診療を受けた患者 数[1か月当たり] (人口10万人対)(人)	142.4	440. 1 (H29)	現状よ り増加	現状より増加 (H27:142.4)	平成29年度 医療施設調査[厚 生労働省]	
	住民の 健康状態 等	在宅死亡率(%)	14.4	12.7 (H30)	現状よ り増加	現状より増加 (H28:14.4)	平成30年 人口動態調査[厚 生労働省]	

第3 地域保健医療対策の推進
感染症対策

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
健康危機管理体制の強化 ○ 一類感染症等の患者・感染者が発生した場合を想定し、医療機関や関係機関との連携体制を確認し合い、より効果的な体制づくりに努めます。 ○ 入港した海外船舶において一類ならびに二類感染症等の患者が発生した際の対応について、検疫所や地域の各種関係機関と連携体制の強化を進めます。	・ 感染症発生時の対応職員の専門性の向上を図るため、関係機関を対象とした危機管理研修を行いました。 ○ 感染症発生状況 新型コロナウイルス感染症 988件 三類3件、四類3件、感染性胃腸炎集団発生1件 ○ 感染症予防研修会 稚内会場(8月)73人出席 ・ 検疫所や関係機関と患者が発生した際の対応について、意見交換等を行い連携強化を図りました。
感染症に関する情報収集と還元 ○ 医療機関が行う、感染症発生動向調査に基づく患者発生届について徹底を図るとともに、地域における感染症の流行状況を分析し、関係機関ならびに住民等に迅速に情報提供を行います。	・ 感染症発生動向調査については、北海道感染症情報センターにおける公表のほか、関係機関にメールによる情報提供及び注意喚起を行っています。
感染症病床の確保 ○ 感染症の拡大により、入院を要する患者数が増大し、入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合には、一般病床等を含め、一定の感染予防策が講じられた病床を確保することが必要です。	・ 感染症病床確保促進事業費補助金により、新型コロナウイルス感染症患者等入院機関が実施する入院病床の確保に伴う経費の補助を行いました。

結核対策

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
結核医療体制 ○ 入院治療が必要な結核患者で移動手段が確保できない場合は、基本的に保健所による移送体制を組むとともに、患者家族にとってより利便性のある方法について関係機関と調整を図ります。	- 患者が発生した際には、関係機関との調整を図り、患者の入院治療体制の確保を行います。 ○ 感染性患者の発生 6件
結核の治療体制の確立 ○ 服薬治療の効果を高め、結核の再発(再燃)を予防するため、保健所、市町村、医療機関等の関係機関が連携し、直接服薬確認療法(DOTS)を基本とした服薬支援体制を強化します。 ○ また、長期間に及ぶ服薬治療中の患者のさまざまな不安や悩みに対して、保健所や地域の関係機関が連携して対応することで、患者が安心して療養生活を継続できるよう努めます。	- 患者が治療を完遂できるよう、医療機関との連携により直接服薬確認療法(DOTS)を基本とした服薬支援を行いました。 ○ 支援実績 実6人(延29人)
人材育成と連携体制の強化 ○ 地域の結核対策に従事する関係者に対し、結核対策に関わる講習会や研修会等の受講を促し、地域の関係者の知識と技術の向上を図ります。 ○ 管内には結核専門医療機関がないため、管外の結核専門医療機関と地元医療機関との結核治療に関する医療連携が円滑に進むよう、保健所は必要に応じ、患者の入院や退院の際の結核専門医療機関と地元医療機関の調整面において支援を行います。	- 実績なし - 患者の入院や退院にむけて、管内医療機関との連携を図りながら支援を行いました。結核専門医療機関と地元医療機関との調整が必要な場合においては、支援を行います。

エイズ対策

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
正しい知識の普及啓発 ○ 振興局のホームページの内容の充実を図るとともに、関係機関・団体と連携しながら、広く住民に対し、HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発を行います。 ○ 感染の割合が高い年代を始め、中学生・高校生・大学生などに対して感染予防の正しい知識の普及啓発に一層努めます。 ○ また、教育機関と連携し、中学・高校生を対象とした健康教育に取り組みます。	・ 住民に対しHIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発を行いました。 ○ HIV検査普及週間(6月)・世界エイズデー(12月)パネル展の実施 ・ 教育機関と連携し、中学生・高校生・大学生を対象に感染予防の正しい知識の普及啓発を行いました。 ○ 健康教育の実施 実績なし
相談・検査体制の充実 ○ 道立保健所では、HIV患者が自身のHIV感染を早期に認識し、健康管理と定期的な経過観察を行うことでエイズ発症を遅らせることができるよう、感染行為とHIV検査についての効果的な情報発信方法を検討するとともに、保健所で行っているHIVに関する相談(専用電話など)窓口やHIV検査について、関係機関の協力の下、あらゆる方法を活用して地域住民へ一層情報提供を行っていきます。	・ 道立保健所では、住民が感染を早期に認識し健康管理が行えるよう、HIVに関する相談(専用電話など)窓口やHIV検査について整備を図っています。また、検査受検を機に、住民が今後の予防行動を認識できるよう保健指導を行っています。 ○ 相談 1件、検査 10件

ウイルス性肝炎(B型・C型)対策

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
ウイルス検査の受検促進 ○ ウイルス性肝炎に関する正しい知識や検査の必要性について普及啓発し、保健所における肝炎ウイルス検査の受検を促進します。	・ 道立保健所では、住民が感染を早期に認識し健康管理が行えるよう、ウイルス性肝炎に関する相談や検査について整備を図っています。また、検査受検を機に、住民が今後の予防行動の認識や精密検査の受診ができるよう指導を行っています。 ○ 相談 0件、検査 0件
肝炎患者の相談への対応 ○ ウイルス性肝炎に関する医療費助成など様々な相談に適切に対応し、慢性肝炎患者の療養生活、地域生活を支援します。 ○ また、ウイルス性肝炎の患者や対策に関わる地域関係者の疾病に対する知識と支援技術の向上のため、専門機関が実施する講習会や研修会についての情報提供を行います。	
ウイルス性肝炎の進行防止 ○ ウイルス性肝炎の精密検査や治療費の助成を引き続き行い、早期治療に結びつけるとともに、慢性肝炎から肝硬変、肝がんへの進行防止を図ります。	
ウイルス性肝炎の普及啓発 ○ ウイルス性肝炎に関する正確な情報を広く地域に提供し、地域住民の疾病に対する理解が深まることで、患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指します。	・ 住民に対しウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行いました。 ○ 肝臓週間(7月)市町村との協力による普及啓発

難病医療対策

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
○ 難病治療に係る医療費負担の軽減を図るため、市町村や医療機関をはじめとする関係機関・団体が互いに連携し、難病の診断を受けた患者家族に対する医療費公費負担制度の周知の徹底を図ります。 ○ また、難病を発症した患者を適切に専門医療につなぐため、地域住民に対して難病に関する正確な知識の普及啓発を行うだけでなく、日頃から住民の健康に関わる保健福祉介護関係者に対して研修等を実施し、地域全体での難病に関する知識と理解の充実を図ります。	・ 保健所は、特定医療費(指定難病)受給者証等の交付時に、市町村が実施している助成制度を周知しており、患者本人や家族の負担の軽減を図っています。 ○ 独自助成実施市町村: 稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、利尻町、利尻富士町、幌延町 - また、特定医療費(指定難病)受給者証等の新規申請、継続申請の際に、申請者本人や家族との面談を実施し、健康状態や療養状況の確認を行うほか、相談内容に応じて家庭訪問等による支援を行いました。 なお、高齢の方や神経難病の方に関しては、在宅療養について関係機関と連携し支援しました。 ・ 難病患者に関わる関係職種が協働して個々の患者の健康課題の解消にむけ、研修会を実施し、難病へ知識の習得と支援の充実を図りました ○ 在宅難病患者支援者研修会 1回 ○ 南宗谷難病医療研修会支援(北海道難病連共催) 実績なし
在宅療養への支援 ○ 市町村ならびに地域の関係機関が実施する在宅療養への支援施策について、患者家族に適切に正確な情報が伝わるよう、難病患者に関わる保健医療福祉介護の各関係者の連携体制を充実させていきます。 ○ また、在宅療養を行う上で患者家族にはさまざまな課題が発生することが予想されるため、それらの患者家族が遭遇するであろう課題に迅速に対応するため、難病患者家族の在宅生活に関わる各関係機関の担当者等の資質向上を図ります。	・ 保健所と南宗谷3町は、南宗谷難病医療連携システム連絡会議を開催し、システムの効果的な運用について検討を行いました。 ○ 実施市町村:浜頓別町、中頓別町、枝幸町 ・ 南宗谷医療システム連絡会議 1回(1月) ・ 難病担当者会議 5回 ・ 専門外来カンファレンス 3回 ・ 保健所は、市立稚内病院の神経内科を受診している患者について、主治医や地域支援者とのカンファレンスを行うことで、難病患者に対し効果的な支援に努めています。 ○ 難病カンファレンス 5回 延90件 ・ 保健所と地域関係者で在宅療養患者のケース会議を開催し、支援内容や方針について確認するなど、関係者が連携した支援に努めています。 ○ 支援会議への出席 2回 延2件

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等が円滑に患者家族に提供されるよう、市町村や保健所の相談窓口などにおいて制度の周知を図ります。	・ 市町村及び保健所の窓口におけるリーフレットの配布や、保健所ホームページなどにおいて、制度の周知を図りました。
難病医療体制の推進 専門医の確保は他圏域と同様に難しい状況ですが、現在、管内の3つの医療機関で実施されている専門医による外来診療を継続するとともに、道が実施する利礼地区での神経難病を中心とした難病訪問検診事業の充実ならびに南宗谷地区での南宗谷難病医療システムの円滑な運営に引き続き取り組んでいきます。	・ 在宅難病患者訪問検診事業により、受診が困難な在宅難病患者に対し、検診班(専門医、理学療法士等)による訪問検診等を行い、患者・家族等に対して適切な療養指導等を行いました。また、地域関係者は検診班の助言等を受け、在宅療養支援を行いました。 ○ 実施市町村:利尻町、利尻富士町
難病患者・家族への支援 ○ 平成28年に設置された、地域の関係機関ならびに患者家族団体から構成される「宗谷圏域難病対策地域協議会」において、地域において難病の患者家族が安心して生活していく上で直面している各種課題やそれらの解決策について協議することなどを通じて、地域の関係機関による難病患者家族に対する在宅生活支援の充実を図ります。 ○ また、地域の患者家族会の活動等に対して、患者家族同士の繋がりや疾病に対する理解が深まり、更に活動等を通じて地域に散在する患者家族間の交流が促進されるよう、地域の関係機関はそれぞれの立場から支援していきます。	・ 保健所は、患者・家族に対して電話相談や来所相談、あるいは保健師の家庭訪問等により、健康管理や在宅療養への支援を行いました。 ○ 相談 実20延64件 訪問 実23延46件 ○ 難病対策地域協議会の開催 実績なし ・ 保健所は、患者交流会や患者団体からの自主的な組織の運営などに関する相談等に対応しました。今後とも、難病に関する地域組織の会活動を支援していきます。 ○ 宗谷地域患者・家族の会への支援 実績なし ○ 南宗谷地域難病患者学習会交流会 1回 計8人出席 ○ 北海道難病連南宗谷支部への支援 実績なし

歯科保健医療対策

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
地域歯科保健医療 ○ 市町村が実施する歯科健診や歯科保健指導等のむし歯予防対策、歯科健康教育等がさらに進められるよう、専門的、技術的な支援を行います。 ○ 永久歯のむし歯予防対策として保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進します。 ○ 成人期の取り組みとして、歯周疾患検診及び歯周病予防のための健康教育・相談等の推進を図るとともに、かかりつけ歯科医への定期的な歯科健診の勧奨など歯の健康づくりに関する普及啓発に努めます。 ○ 低栄養と誤嚥性肺炎の予防のため、高齢者に対する専門的口腔ケア提供体制の整備を推進します。	・ 宗谷管内市町村歯科保健担当者会議において、管内のむし歯罹患状況や高齢期における歯科保健対策等について、情報提供しました。 ○ 宗谷管内市町村歯科保健担当会議(8月開催) ○ フッ化物洗口実施市町村 9市町村 (稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町) ・ 未実施である枝幸町については、教育局や教育委員会と協議を進め、小学校管理職員等を対象に導入促進のための説明会を実施しました。 ○ 開催日 令和4年2月28日(18名参加) ・ フッ化物洗口を実施している市町村においても、未実施施設・学校(保育所・幼稚園・中学校等)があるため、引き続きフッ化物洗口の普及拡大が必要です。 ・ ○ 成人歯科健診実施・歯科保健指導の実施 7市町村(稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、礼文町、利尻町、幌延町) ※うち、歯周疾患健診実施6市町村(猿払村、浜頓別町、中頓別町、礼文町、利尻町、幌延町) ○ 健康相談実施 2市町(稚内市、利尻町) ○ 後期高齢者歯科健康診査 4町村(猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町) 歯科医師会は、歯科健診・保健指導・歯科相談等に歯科医師を派遣しています。 ・ 歯と口の健康週間及び道民健康づくり推進週間等に普及啓発を行いました。 ○ 新聞紙面利用広報(6/1掲載) ○ パネル展(稚内市キタカラ10/1～10/8) ・ 要介護高齢者歯科保健対策推進事業を実施した施設において、職員の口腔ケアへの意識や利用者が歯科受診に繋がる等の結果が得られ、高齢者の口腔機能の維持向上が図られた。 ○ 実施施設 1カ所(稚内市内)

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
○ オーラルフレイルは、早期の対応により健康な状態に近づくことができることから、高齢者が適切な歯科治療や定期的な歯科健診を受けるよう普及啓発を行います。 ○ 生涯を通じた歯科保健対策の充実を図るため、市町村、保育所、学校、職域施設等が効果的な事業を展開できるよう、歯科医師会等の関係団体と連携しながら、歯の健康づくりを推進します。	・ 道民健康づくり推進週間及び北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間等に普及啓発を行いました。 ○ パネル展(稚内市キタカラ10/1～10/8) ○ ポスター掲示(合同庁舎、保健所、支所、各市町村) ・ オーラルフレイルに係るリーフレットを稚内市在宅医療・介護推進検討会「てっぺんの会」に提供し、公共施設等に配置し普及啓発を行いました。 ・ 市町村の歯科保健対策の充実を図るため、意見交換を行いました。 ○ 宗谷管内市町村歯科保健担当者会議(8月開催) 管内の歯科保健・医療提供体制について、市町村やその他関係団体 ・ と情報共有及び協議を行いました。 ○ 宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議歯科医療専門部会(3月開催)
障がい者・要介護高齢者の歯科保健医療 ○ 障がい者歯科医療協力医制度について普及啓発を推進し、協力医の確保と資質の向上に努めます。 ○ 歯科医師会と連携し、北海道障がい者歯科医療協力医制度や歯科保健センターにより障がい者歯科保健医療の確保を図るとともに、障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健を推進します。 ○ 通常の歯科治療を受けることが困難な難病患者、心身障がい児(者)等に対し、歯科疾患の予防、健診、相談及び歯科医療機関受診のための適切な支援を行い、口腔保健の向上を図ります。 ○ 障がい者等の歯科保健や口腔機能の維持・向上のため、介護関係職種等を対象に口腔ケアを普及し、QOLの向上に努めます。 ○ 障がい者等の歯科治療のために必要な医療情報や外科・内科治療をより効果的にする口腔ケアに関わる支援など、医科歯科連携の促進に努めます。	・ ○ 北海道障がい者歯科医療協力医 3名指定(稚内市、猿払村、豊富町) ・ 引き続き歯科医師会と連携し、「北海道障がい者歯科医療協力医」の確保に努めます。 ・ 障がい者(児)歯科保健医療連携推進事業を通じて障がい者の歯科保健の推進を図りました。 ○ 実施施設 1カ所(利尻富士町内) ・ 在宅難病療養者訪問口腔ケア事業を通じ、家族や介護関係職種等に口腔ケアの普及を図りました。 ○ 訪問対象者3名 ・ 管内の歯科保健医療提供体制について、関係機関・団体等と協議を行いました。 ○ 宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議歯科医療専門部会(3月開催)

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
へき地における歯科医療 ○ 歯科医療を受ける機会の確保に努めます。	関係機関相互の連携により、適切な保健及び医療サービスが実施される体制の維持・構築に努めています。
高次歯科医療及び休日救急歯科医療 ○ 病診連携・高次医療機関に関する情報提供に努めます。 ○ 休日救急歯科医療の確保を図るとともに、「北海道救急医療・広域災害情報システム」を活用した休日救急歯科医療機関の情報提供を行います。	- 通常の歯科治療を受けることが困難と思われる在宅難病療養者及び心身障がい者に対し、高次歯科医療機関の情報提供を行いました。 - 年始、盆休み等の期間については、歯科医師会が当番歯科医を実施しており、市町村や報道機関等に広く情報提供を行っています。

第4 医師などの医療従事者確保
医師

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
○ 医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣や自治医科大学卒業医師、地域枠医師の配置について、地域の実情を踏まえた配置となるよう、関係機関に対し、引き続き強く働きかけます。	・ 道として、自治医科大学卒業医師の配置や3医育大学地域医療支援センター等を活用し、医師の確保、派遣に努めております。 令和2年度は、自治医科大学卒業医師の配置3名（市立稚内病院：1名、利尻島国保中央病院：2名）、地域医療支援センターからの医師派遣2名（市立稚内病院）、が確保されています。 引き続き、地域の実情を踏まえた医師の配置となるよう関係部局へ地域の要望を伝えます。
○ 道外等からの医師の招へいに向け、地域からの情報発信を積極的に行います。	・ 保健所は、道外等からの医師の招へいに向け、道外出身医師のインタビューを基にチラシの作成や、ホームページを活用し、積極的に情報発信を行いました。 ○ 宗谷地域医療従事者確保対策事業
○ 「地方・地域センター機能強化事業費補助金」等を活用しながら、地域センター病院（市立稚内病院）の機能強化を図るとともに、地域の医療機関に対する代替医師や診療協力のための医師派遣を促進します。	・ 地域センター病院である市立稚内病院に対し、「地方・地域センター機能強化事業費補助金」による財政的支援を行い、地域の医療機関に対する医師派遣を促進しました。 ○ 地方・地域センター機能強化事業費補助金 市立稚内病院
○ 各自治体による医学生に対する修学資金の貸付を引き続き行い、地域の医師確保に努めます。	・ 道は、「北海道医師養成確保修学資金貸付事業（地域枠制度）」により、医師不足地域に所在する公的医療機関等に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸し付けることにより、地域医療を担う医師の養成及び確保に努めています。
○ 青少年を対象とした医療体験学習会等を開催するなど、将来、地域医療を担う人材の育成を推進します。	・ 道は、将来の地域医療を担う人材を育成するため、小・中学生を対象とした医療体験学習等を実施する「地域医療を担う青少年育成事業」を行っています。
○ 医療機関の求めに応じ、北海道勤務環境改善支援センター等を活用しながら、医師の負担軽減など勤務環境の改善を推進します。	・ 道は、北海道勤務環境改善支援センターを設置し、働きやすい職場環境づくりに向けた各種研修会を実施するなどして、医師の負担軽減など勤務環境の改善を推進しました。 また、保健所は、各医療機関に対して、医療機関による主体的な勤務環境改善に向けた取組を推進することにより、医療従事者の確保を図ることを目的とする「医療勤務環境改善支援事業費補助金」についての周知を行っています。

看護職員

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
看護職員の安定的な確保に向けて、これまで取り組んできた「養成」「就業定着」「再就業促進」「人材育成」を一層推進し、期待される場所で期待される役割を果たす人材の育成を目指します。	- 看護職員確保に係る各種会議や連絡会をとおして、各関係機関と管内での取組状況を共有するとともに、看護職員の安定的な確保・定着にむけた協議を行いました。 - 宗谷地域訪問看護ステーション管理者等情報交換会（兼北海道訪問看護ステーション連絡協議会）（9月25日） - 宗谷地域看護管理者の会（6月4日） - 管内市町村保健師係長等会議（10月25日、2月28日） - 南宗谷リーダー保健師等連絡会（6月24日、10月11日） - 利礼三町保健師係長等会議（10月26日） - 市町村支援実務者会議（3月24日） - 当圏域の魅力発信（看護師向け） - 宗谷地域医療従事者確保対策事業（取材記事 1件） - 看護学生実習 - 北海道稚内高等学校専攻科看護科在宅看護論実習Ⅰ（38名） - 札幌医科大学地域医療合同セミナーⅠ 地域医療基礎実習 - 市町村保健師育成支援 - 公衆衛生看護活動基盤整備事業 （市町村支援：猿払村、豊富町、礼文町、利尻富士町、幌延町） 看護職員等の人材確保や定着にむけた取組の検討や育成については、地域全体での取り組みを継続する必要があります。
養成数や教育環境の確保 - 小中学生や高校生が看護の魅力ややりがいを知り看護職を志望する動機となるよう「ふれあい看護体験」や「進学相談会」などを実施します。 - 看護学生が安心して学べるよう修学資金を貸付し、当地域に従事する看護職員の安定的な確保に努めます。 - 看護基礎教育の充実に向けて、看護職員養成所の看護教員の養成・質の向上を図るとともに、実習指導者の養成など学生実習の受入体制の整備を支援します。	- 市町村や医療機関、看護協会等により、看護職について広く知ることができる機会を開催しました。 - 管内市町村保健師係長等会議により、看護職員の確保・定着に係る取組状況について協議を行いました。 - 市町村や医療機関等により看護を志す学生への就学資金の貸付等により看護職員の確保に努めています。 - 当管内は看護職の養成校を擁することから、今後も広く看護の魅力ややりがいを知ることができる教育環境の充実が必要です。

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
就業定着・離職防止の推進 ○ 子育てや介護など生活と仕事の両立に向けて、院内保育所の運営や多様な勤務形態の導入、勤務環境改善を目的とした施設整備などを行う医療機関の取組を支援します。 ○ 新人看護職員の早期離職を防ぐため、医療機関における新人看護職員研修を推進します。 ○ 就業を希望する看護師が、円滑に再就業につながるよう、離職時の北海道ナースセンターバンクへの届出制度の活用を推進します。 ○ 勤務環境の改善に向けたワークライフバランスの取組を強化します。	・ 子育て世代の仕事の両立と勤務環境の改善を目的とした各種補助金の活用促進をととして医療機関等における就業定着・離職防止の取組を支援しました。 ○ 子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金 市立稚内病院 ・ 宗谷地域看護管理者の会等により、各種補助金の活用について情報提供し、新人看護職員研修の推進に努めました。 今後も看護職員の離職防止を図るため各種制度活用を図るとともに、勤務環境の改善に向けた取組の継続が必要です。 ○ 新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業費補助金 市立稚内病院、枝幸町国民健康保険病院
未就業看護職員の再就業促進 ○ 北海道看護協会と連携し、届出制度等を活用した未就業者の再就業対策を推進します。また、求職・求人情報の共有や合同面接会など、ハローワークとの密接な連携による就業斡旋体制を強化します。 ○ 北海道ナースセンター「ナースバンク事業」を活用し、ライフサイクルやキャリアに応じ就業斡旋相談を行うとともに、eラーニングの活用など充実した復職支援により再就業の不安軽減を図ります。	・ 例年、看護職員確保地域推進会議等において、道北圏域での看護職員就業支援状況を共有するとともに、北海道ナースバンク事業における届出制度等の普及啓発をととして再就業対策の推進を図ってきましたが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み実施できませんでした。 ・ 今後も未就業看護職員の再就業促進を図るため、離職時の届出制度の普及を図るとともに、復職支援の充実が必要です。
人材の育成 ○ 看護実践能力の向上と、地域住民への安全・安心な医療を確保するため、医療機関等における人材育成の体制整備を推進します。 ○ 地域包括ケアシステムの構築に向け、管理的立場の看護職のけん引力・指導力強化に向けた研修を行うとともに、医療や介護、福祉、行政など様々な分野で働く看護職の研修等を地域別に行い、看護連携を推進します。 ○ 訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや在宅移行を含めた療養支援に関する研修を行うとともに、医療機関で働く看護職員には、在宅医療に関する理解の促進、退院支援機能の強化に向けた研修等を行い、在宅医療を担う人材を育成します。 ○ 保健師・助産師それぞれの職能に期待される役割や専門性を発揮できるよう、保健師は、地域包括ケアシステムの構築に向けた地区診断力や企画調整力の向上、助産師は周産期医療を担う助産実践能力の向上、看護師は医療の高度化に伴う専門分野の看護技術の向上に向けた研修等を行い、人材育成を推進します。	・ 宗谷地域看護管理者の会や訪問看護ステーション管理者等意見交換会にて各機関の取組状況を共有し、体制整備の推進に係る協議を行いました。 また、管内市町村保健師係長等会議、宗谷地域看護管理者の会等により地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行い、管内における看護管理者間の連携を図りました。 ・ 訪問看護ステーション管理者等連絡会議における協議において、訪問看護の重要性や平常時対策の充実、人材育成に係る協議を行いました。在宅医療の理解や促進、連携に係る研修等を継続する必要があります。 ・ 管内市町村保健師係長等会議、宗谷地域看護管理者の会等により管内における看護管理者間の連携を図るとともに、地域の課題や取組に係る情報交換、地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行いました。 また、看護協会や関係団体等により看護技術の向上に資する研修等を開催し、人材育成を推進しました。 当管内は地域特性の影響も少なくないことから、看護職員の定着と離職防止の観点からも看護技術の向上に向けた取組が必要です。

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
地域での就業促進 ○ 地域の病院等における看護職員の不足を一時的に解消するため、「地域応援ナース」や助産師の出向事業を活用し、派遣された看護職員が地域医療への理解を深め専門性を活かした多様な働き方ができるよう努めます。 ○ 当地域で看護職員として就業する看護学生に対する修学資金の貸付けや看護職員の不足する地域へ積極的に学生を就業させている養成所への運営支援などにより、中長期的な地域偏在の解消に取り組みます。 ○ 地域の実情や課題に応じた看護職員の確保対策を展開するため、保健所が中心となり、看護管理者等との連携を推進します。	・ 宗谷地域看護管理者の会等により、各種補助金の活用に係る情報提供と新人看護職員研修の推進に努めました。 今後も看護職員の確保・定着を推進するため、出向支援事業の活用とともに多様な働き方ができる環境整備に向けた取組が必要です。 ・ 管内市町村保健師係長等会議により、看護職員の確保・定着に係る取組状況について協議を行いました。 市町村や医療機関等により看護を志す学生への就学資金の貸付等により看護職員の確保を図りました。 ・ 宗谷看護管理者の会、管内市町村保健師係長等会議により地域の実情と課題の共有及び協議を行いました。 今後も引き続き地域の実情に応じた看護職員の確保対策の推進と圏域での取組の推進が必要です。